

各 位

平成 21 年 5 月 26 日

東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠
(コード番号 : 2130)
取締役常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長
小峰 正仁

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 14 期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 業務の効率化および諸経費の削減を図ることを目的とし、平成 21 年 9 月 24 日をもって本社を東京都品川区西五反田に移転する予定であります。これに伴い、本店所在地を現在の東京都港区から品川区に変更し、附則において本条の効力発生日を定め、効力発生日後に同附則を削除するものであります(変更案第 3 条、附則第 1 条)。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度の一斉移行(いわゆる株券の電子化制度のことです。)されましたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 当社は、決済合理化法附則第 6 条 1 項により、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)の定めを削除し、合わせて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります(変更案第 7 条、第 8 条)。
 - ② 株券喪失登録簿については、会社法第 221 条の規定により、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります(附則第 2 条乃至第 4 条)。
 - ③ その他、上記の変更に伴う条数の繰り上げ、文言の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための総会開催日 平成 21 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 29 日

■本リリースに関するお問い合わせ

株式会社メンバーズ 経営企画室

TEL: 03-3500-5706 / Mail: ir@members.co.jp

現行定款	変更案
<p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>【株券の発行】 第7条 当社の株式については、株券を発行する。</p> <p>【株主名簿管理人】 第8条（記載省略） ②（記載省略） ③当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、株券喪失登録および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>【株式取扱規則】 第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、株券喪失登録および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第47条（記載省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>（削除）</p> <p>【株主名簿管理人】 第7条（現行どおり） ②（現行どおり） ③当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>【株式取扱規則】 第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条～第46条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u> 第1条 第3条の規定変更は、平成21年9月24日をもって効力を生ずるものとする。 なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

<u>(新設)</u>	<u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、 <u>株券喪失登録簿への記載または記録</u> <u>その他株券喪失登録簿に関する事務</u> <u>は株主名簿管理人に取扱わせ、当社</u> <u>においては扱わない。</u>
<u>(新設)</u>	<u>第3条</u> 当社の株券喪失登録簿に関する事 <u>務は、法令または定款に定めるものの</u> <u>ほか、取締役会において定める株式取</u> <u>扱規則による。</u>
<u>(新設)</u>	<u>第4条</u> 本附則第2条乃至本条は、平成 22 年1 <u>月6日をもってこれを削除する。</u>